

# マイナンバーカードにかかる本人確認

市では国の通知に基づき、マイナンバーカードの手続きに際し、厳格な本人確認を実施しております。

書類不備の場合や本人確認にご協力いただけない場合は、マイナンバーカード手続きを行えない場合がありますので、ご了承ください。

## ○ A 書類

- ・ マイナンバーカード（再交付時は回収します）
- ・ 運転免許証
- ・ 運転経歴証明書(平成 24 年 4 月 1 日以降交付のものに限る)
- ・ パスポート（日本のものに限る）
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 精神障害者保健福祉手帳
- ・ 療育手帳(愛の手帳)
- ・ 在留カード（写真付きに限る）
- ・ 特別永住者証明書
- ・ 一時庇護許可書又は仮滞在許可書
- ・ 外国人登録証明書(特別永住者証明書とみなされるもの、かつ、写真つきに限る)

## ○ B 書類

官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類で、  
市が適當と認めるもの（「氏名と生年月日」又は「氏名と住所」の記載があるものに限ります）

- ・ 加入している健康保険の資格確認書
- ・ 介護保険被保険者証
- ・ 医療受給者証
- ・ 年金手帳、基礎年金番号通知書（年金額改定通知書・年金振り込み通知書を含む。）、年金証書
- ・ 保護証明書
- ・ 生活保護受給者証
- ・ 母子手帳（出生届出済証明に記載のあるものに限る）
- ・ 外国人登録証明書(特別永住者証明書とみなされるものに限る)
- ・ 官公署がその職員に対して発行した身分証明書
- ・ 児童扶養手当証書
- ・ 特別児童扶養手当証書
- ・ A 書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類
- ・ 以下の書類  
海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証
- ・ 社員証
- ・ 学生証
- ・ 学校名が記載された各種書類

※注釈 1 有効期間が設定されているものは、有効期間内のものに限る。

※注釈 2 原則として、書類に記載された事項（氏名・住所・生年月日・性別）と住民票の記載事項が、同じであるもの。

※注釈 3 上記以外の本人確認書類についてはお問い合わせください。

※注釈 4 長期入院者、在宅支援を受けている方、15歳未満の方で、本人確認書類が不足している方は、個人番号カード顔写真証明書の項もご覧ください。